

# 武蔵野美術大学学位規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学学則（以下「本学学則」という。）第41条、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程（以下「本学規程」という。）第34条及び武蔵野美術大学大学院規則第18条の規定に基づいて、武蔵野美術大学（以下「本学」という。）が授与する学位について定めることを目的とする。

(学位の名称及び専攻分野の名称)

第2条 本学において、授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項に規定する学位を授与するにあたり、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学位の名称	専攻分野の名称
学士	造形
修士	造形
博士	造形

(学位授与の要件)

第3条 学位の授与については、次のとおりとする。

- (1) 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。
- (2) 修士の学位は、本学大学院の修士課程（博士前期課程）を修了した者に授与する。
- (3) 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
- (4) 前号に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う論文審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

## 第2章 修士及び博士の学位授与にかかる学位論文等の審査

(学位論文等の提出及び学位授与の申請)

第4条 修士の学位を受けようとする者は、指導教員を通じて修士作品又は修士論文（以下「修士論文等」という。）を学長に提出しなければならない。

2 博士の学位を受けようとする者は、指導教員を通じて博士論文を学長に提出しなければならない。

3 博士論文の提出手続については別に定める。

(学位論文等の提出及び学位授与の申請の要件)

第5条 修士論文等は、修士課程に1年以上在学し、所定の授業科目について、2年次修了時までで30単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

2 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について、3年次修了時までで10単位以上を修得する見込みの者でなければ、これを提出することができない。

3 本学大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、退学後5年以内に限り、博士の学位の授与申請を行うことができるものとする。

4 第3条第4号により本学の博士の学位の授与申請を行う者は、博士論文のほか別に定める書類に論文審査料を添えて学長に提出しなければならない。

5 前項の論文審査料については別に定める。

(学位論文等の審査)

第6条 学長は、前条により修士論文等及び博士論文（以下「学位論文等」という。）の提出を受けたときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき学位論文等の審査を行う。

3 研究科委員会は、学位論文を審査するため学位論文等ごとに審査委員会を設ける。

(審査委員会)

第7条 修士論文等の審査にあたっては、提出された修士論文等の内容に応じた専門分野の指導教員及び研究科委員会において選出された関連分野の教員2名以上で審査委員会を組織する。

2 博士論文の審査にあたっては、提出された博士論文の内容に応じた専門分野の指導教員及び研究科委員会において選出された関連分野の教員3名以上で審査委員会を組織する。

3 博士論文の審査にあたっては、審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会は審査委員に本大学院以外の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を行うものとする。

5 最終試験は学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行う。

- 6 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験の結果を文書をもつて研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了及び授与資格の認定)

第8条 研究科委員会は、本学大学院の学生(第5条第3項による者を含む。)の修得単位並びに審査委員会からの学位論文等の審査及び最終試験の結果報告に基づき、課程修了の認定について審議のうえ、合格又は不合格を議決する。

- 2 研究科委員会は第3条第4号により本学の博士の学位の授与申請のあつた者について、博士論文審査及び最終試験並びに学力の確認の結果に基づき、学位授与要件の有無について審議のうえ、合格又は不合格を議決する。

### 第3章 学位の授与等

(学位の授与)

第9条 学長は、本学学則第40条及び本学規程第33条に基づき卒業を認定された者並びに前条により課程の修了及び授与資格を認定された者に対し、それぞれ学位を授与する。

- 2 学長は学位を授与することができない者には、その旨を通知する。
- 3 学位記の様式は別表に定める。

(学位名称の使用)

第10条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位の取消)

第11条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会及び研究科委員会の議を経て、学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位の名誉を汚す行為があつたとき。

(学位授与の報告)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3カ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

### 第4章 博士論文の発表

(博士論文要旨の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に当該博士論文の内容の要旨及びその審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、この論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 当該博士の学位の授与に係る論文のほか、研究領域により研究作品が博士論文審査に加えられた場合は、研究作品を公表するものとする。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条第 4 号の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条第 3 項については、平成 16 年度以降の本学大学院博士後期課程入学者から適用する。

附則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。